

浄化槽の使用休止制度についてお知らせ

問 建設課 上下水道係 ☎0968・86・5726

令和2年4月施行の浄化槽法の一部を改正する法律では、休止届を提出した場合、浄化槽の3つの義務（清掃・保守点検・法定検査）の免除と、再開時の届出を義務化する規定が追加されました。

長期間使用しない浄化槽は事前に決められた清掃などを行い、「浄化槽使用休止届」を提出すると3つの義務が免除されます。

使用を再開する場合は、「浄化槽使用再開届出書」を提出し、保守点検と清掃の契約が必要です。

- 《浄化槽の3つの義務》
- 清掃………許可業者に委託し、定期的な清掃を行う必要があります。（使用頻度で変わりますが、最低年に1回）
 - 保守点検………登録業者に委託し、定期的に行いましょう。（回数は処理方式や規模によって規定）
 - 法定検査………浄化槽協会に依頼し毎年1回受ける必要があります。

詳しくは建設課上下水道係までお問い合わせください。

浄化槽設置の皆さんへ ～浄化槽の法定検査を受けましょう！～

問 建設課 上下水道係 ☎0968・86・5726
公益社団法人熊本県浄化槽協会 ☎096・284・3355

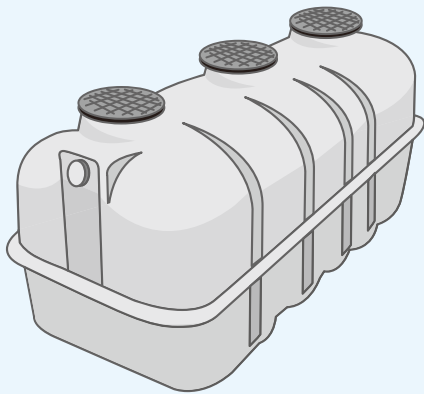
浄化槽管理（設置）者の皆さんには、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

① 保守点検 ② 清掃 ③ 法定検査

保守点検は機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給を、清掃は浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄を行うものです。

また、浄化槽の法定検査は、トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのものです。

法定検査は熊本県が指定した検査機関（公益社団法人熊本県浄化槽協会）が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。



検 査 名	対 象	回 数
7条検査 (浄化槽設置後の水質検査)	新たに浄化槽を設置した人	浄化槽設置後3～8ヶ月以内に1回
11条検査（定期検査）	浄化槽を設置している人	毎年1回

詳しくは、建設課または公益社団法人熊本県浄化槽協会までお問い合わせください。

無人航空機の登録が義務化されます

問 農林振興課 農業振興係 ☎0968・34・3111

無人航空機の登録制度創設

令和2年6月24日に交付された改正航空法に基づき、無人航空機の機体の登録制度が創設されました。また、令和3年11月25日に公布された政省令などにより、令和4年6月20日に無人航空機の登録が義務化されます。

無人航空機の登録

- 事前登録受付 2021年12月20日開始
- 登録義務化 2022年6月20日開始
- 対象機体 100g以上の無人航空機

無人航空機の登録についての手順

(1)申請 申請方法はオンラインまたは書類の提出により行うことができます。

(2)入金 申請後、納付番号が発行されたら手数料の納付を行います。
クレジットカード、インターネットバンキング、ATMのいずれかで入金可能です。

(3)登録記号発行 すべての手続きが完了した後、登録記号が発行されます。登録記号を機体に記載するなどの方法で飛行を行ってください。

申請に係る手数料

申請方法	1 機目	2 機目以上（1 機目と同時申請の場合）
個人番号カードまたはgBizIDを用いたオンラインによる申請	900円	890円／機
上記以外（運転免許証やパスポート等）を用いたオンラインによる申請	1,450円	1,050円／機
紙媒体による申請	2,400円	2,000円／機

登録制度の内容や手続き等については、国土交通省ホームページへ直接お問い合わせください。
<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>

子育てひろばの 親子で楽しくおうちあそび！

問 和水町子育てひろば ☎0968・34・3111

「七夕壁飾り」
折り紙やでんぐりシートを使って可愛い七夕飾りを作ってみましょう。
壁などに飾って親子で季節を感じてください。
ご希望の人へ製作セットを郵送します。
製作や遊びを通して親子のふれあいを楽しんでください。

対象者
未就園児とその保護者、妊婦
※子育てひろば未登録者も申し込みできます。

申し込み方法
電話やメールで、住所・保護者氏名・子ども氏名（年齢）をお知らせください。

メール
s-zeiju@town.nagomi.lg.jp

申し込み期限
6月10日 ㊦まで

郵送日
6月下旬

